明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第七十四条の二第一項中「令和四年五月十四日」を「令和六年五月十四日」に改め、同条第三十四項及び第三十六項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第三十八項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第二号中「提出しなかった者」を「提出しなかったとき。」に改める。

第八十九条第一項中「令和二年十月一日」を「令和五年十月一日」に改め、同条第二項中「令和二年十一月二日」を「令和五年十月三十一日」に、「同年十月一日」を「同月一日」に改め、同条第三項及び第四項中「令和二年十月一日」を「令和五年十月一日」に改め、同条第五項中「令和二年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改め、同条第六項中「令和二年十一月二日」を「令和五年十月三十一日」に改め、同条第八項中「令和二年十月一日」を「令和五年十月一日」に、「同年十一月二日」を「同月三十一日」に改め、同条第九項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年四月一日」に改め、同条第二十八項中「第二十項又は第二十二項の規定」を「第二十三項又は第二十五項の規定」に、「第八十九条第二十項又は第二十二項」を「第八十九条第二十三項又は第二十五項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十七項中「第二十項、第二十二項又は第二十四項」を「第二十三項、第二十五項又は第二十七項」に、「第二十項から第二十四項まで」を「第二十三項から第二十七項まで」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十五項中「第二十項、第二十二項」を「第二十三項、第二十五項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項中「第六項」を「第六項（第二十一項において準用する場合を含む。）」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十三項を同条第二十六項とし、同条第二十二項中「第六項」を「第六項（第二十一項において準用する場合を含む。）」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十一項を同条第二十四項とし、同条第二十項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項中「第一項の」を「第一項若しくは第十九項の」に、「、第一項又は第四項」を「、第一項、第四項又は第十九項」に、「の第一項又は第四項」を「のこれらの規定」に、「第八十九条第十九項」を「第八十九条第二十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項の次に次の三項を加える。

19　令和八年十月一日に、沖縄県の区域内にある酒類の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、販売のため、法第八十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた酒類（当該酒類が同日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるものとした場合における酒税額が、同年九月三十日に当該酒類をその製造場から移出したものとした場合における酒税額を超えることとなるものに限る。）を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その所持する酒類の数量（二以上の場所で所持する場合には、その合計数量）が二千リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同年十月一日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

20　前項の場合においては、同項の酒類が令和八年十月一日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるものとした場合における酒税額から、同年九月三十日に当該酒類をその製造場から移出したものとした場合における酒税額を控除した金額を同項の酒税額とする。

21　第六項、第七項、第九項及び第十二項から第十八項までの規定は、第十九項の規定により酒税を課する場合について準用する。この場合において、第六項中「第一項の規定の適用を受ける酒類の製造者」とあるのは「第十九項の規定の適用を受ける酒類の製造者」と、「令和五年十月三十一日」とあるのは「令和八年十一月二日」と、同項第三号及び第四号中「第一項」とあるのは「第十九項」と、第九項中「令和六年四月一日」とあるのは「令和九年三月三十一日」と、第十三項中「第一項の規定による」とあるのは「第十九項の規定による」と、第十五項及び第十六項中「第一項」とあるのは「第十九項」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第八十九条の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、令和五年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　令和五年十月一日前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

2　令和五年十月一日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第三条　構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第八項の表沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）の項の第二欄中「第八十九条第十三項」の下に「（同条第二十一項において準用する場合を含む。）」を加える。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十四号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の五第八項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の七第一項第三号中「。」の下に「、海外投資家等特例業務届出者（同法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。以下この項において同じ。）、移行期間特例業務届出者（同法附則第三条の三第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした者をいい、同条第一項ただし書（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある者を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項第四号中「又は特例業務届出者」を「、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者」に改め、同項第五号中「組合（」を「組合又は団体（」に、「又は特例業務届出者」を「、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者」に改め、同号ホ中「規定する」を「定める」に改め、同項第六号中「又は特例業務届出者」を「、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者」に改める。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄